

## 指定基準自己点検シート（短期入所生活介護）

記入年月日	年                      月                      日
法人名	
施設・事業所名	
連絡先	（ T E L ）
記入責任者	（職名）                      （氏名）
人権擁護・ 虐待防止の担当者	（職名）                      （氏名）
感染対策担当者	（職名）                      （氏名）
防火管理者	（職名）                      （氏名）

< 記載にあたっての留意事項 >

- (1) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に☑をして下さい。  
なお、該当するものがなければ非該当に☑をしてください。
- (3) 点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

< 根拠法令 >

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- 「法」                      → 介護保険法
- 「令」                      → 介護保険法施行令
- 「規則」                      → 介護保険法施行規則
- 「条例」                      → 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
<b>I 人員基準</b>					
1 従業者の員数	(1) 【医師】 1以上配置していますか。	条例 第149条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 【生活相談員】 ①常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 ②1人は常勤となっていますか。 (定員が20人未満である併設事業所の場合は常勤で配置しないことができる。) ※生活相談員は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者が配置されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 【介護職員又は看護職員】 ①介護職員又は看護職員は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上になっていますか。 但し、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所、訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、併設本体施設を含む。)との密接な連携により看護職員を確保していますか。 ②介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっていますか。 (定員が20人未満である併設事業所の場合は常勤で配置しないことができる。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 【栄養士】 1以上配置していますか。 ※利用定員数が40人を超えない事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは置かないことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 【機能訓練指導員】 1以上配置していますか。 ※機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者が配置されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 【調理員その他の従業者】 当該事業所の実情に応じた適当数となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。 ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	条例 第150条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 設備基準</b>					
1 利用定員等	(1) 利用定員を20人以上とし、専用の居室を設けていますか。 ※併設事業所の場合又は当該事業所とユニット型短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、その利用定員を20人未満とすることができる。	条例 第151条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 設備及び備品等	(1) 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。 ※耐火建築物又は準耐火建築物でない場合は、市長が火災予防、消火活動等に関する専門的な知識を有する者の意見を聴いて利用者の安全性が確保されていると認めたものとなっていますか。	条例 第152条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 下記に掲げる設備及び備品等を備えていますか。 【居室】 ①1の居室の定員は4人以下となっていますか。 ②利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。 ③日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【食堂及び機能訓練室】 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※支障がない場合は同一の場所とすることができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【浴室】 要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【便所】 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【洗面設備】 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ①廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか。 また、中廊下の幅は、2.7メートル以上となっていますか。 ②廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 ③階段の傾斜を緩やかにしていますか。 ④消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。 ⑤居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。 ※エレベーターを設けるときは、この限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
1 内容及び手続きの説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の概要、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。  ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例 第153条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 短期入所生活介護の開始及び終了	(1) 利用者の心身の状況、家族の疾病等の理由により、又は家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象にしていますか。	条例 第154条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携により当該サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例 第169条 準用第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
4 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例 第169条 準用第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例 第169条 準用第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは配慮してサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例 第169条 準用第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握をしていますか。	条例 第169条 準用第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例 第169条 準用第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例 第169条 準用第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例 第169条 準用第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例 第155条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 下記の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①食事の提供に要する費用 ②滞在に要する費用 ③特別な居室の提供に要する費用 ④特別な食事の提供に要する費用 ⑤送迎に要する費用 ⑥理美容代 ⑦サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法 第41条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 上記(4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則 第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
12保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第169条 準用第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう認知症の状況その他利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行っていますか。	条例第156条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14短期入所生活介護計画の作成	(1) 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況等を踏まえ、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの継続性に配慮し、介護従業者と協議の上、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。	条例第157条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15介護	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	条例第158条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 1週間に2回以上利用者を入浴させ、又は清拭を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16食事	(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。	条例第159条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者が可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	条例第160条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
18健康管理	医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じていますか。	条例第161条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19相談及び援助	常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	条例第162条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20その他のサービスの提供	(1) 教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。	条例第163条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。	条例第169条 準用第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22緊急時等の対応	利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第164条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業員の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第169条 準用第57条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、事業所の従業員に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。  <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業員の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 利用定員 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の送迎の実施地域 <input type="checkbox"/> サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 苦情処理に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	条例第165条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例第169条 準用第109条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業員に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。その際、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25-2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第169条 準用第32条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26定員の遵守	(1) 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていませんか。 ①特別養護老人ホームの空室利用型の事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ②前項に該当しない事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	条例第166条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 居宅サービス計画に位置付けられていない者を静養室においてサービスを提供する場合には、介護支援専門員が緊急にサービスを受けることが必要と認められた者ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への連携体制等を整備し、定期的に従業者に周知していますか。	条例第169条 準用第111条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 具体的計画並びに通報及び連絡体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。また、これらの訓練は、夜間（夜間想定した場合を含む。）においても行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 地域の自主防災組織、近隣住民と連携を図り、非常災害時における利用者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 非常災害時に他の事業所等からの職員の派遣、他の施設等の協力等が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備充実に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲用水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第169条 準用第112条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ②感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29掲示	事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第169条 準用第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例第169条 準用第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
31広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第169条 準用第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第169条 準用第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。	条例第169条 準用第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34地域等との連携	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	条例第167条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35地域との連携等	提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	条例第169条 準用第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第169条 準用第40条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36-2虐待の防止	虐待の発生又は再発の防止のため、下記の措置を講じていますか。	条例第169条 準用第40条の2			
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 虐待防止のための指針を整備していますか。  指針には以下の事項を定めていますか。  □事業所(施設)における虐待防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所(施設)内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 虐待防止のための研修を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例第169条 準用第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
38記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第168条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日）から5年間保存していますか。  ①短期入所生活介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び処置についての記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例 第169条 準用第43条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### IV 変更の届出等

1 変更の届出	以下の事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を市に届け出ていますか。  ①事業所の名称及び所在地  ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）  ④特別養護老人ホームの空室利用において行う場合又は併設事業所において行う場合はその旨  ⑤建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要  ⑥特別養護老人ホームの空室利用で行うときは、当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所で行うときは、事業開始時の利用者数の推定数  ⑦事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所  ⑧運営規程  ⑨協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	法 第75条  規則 第131条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---------	---	------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------